

京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づく

自立的地域活用型再生エネルギー導入等計画の認定申請について (手引)

令和6年5月

京都府総合政策環境部気候変動対策推進課

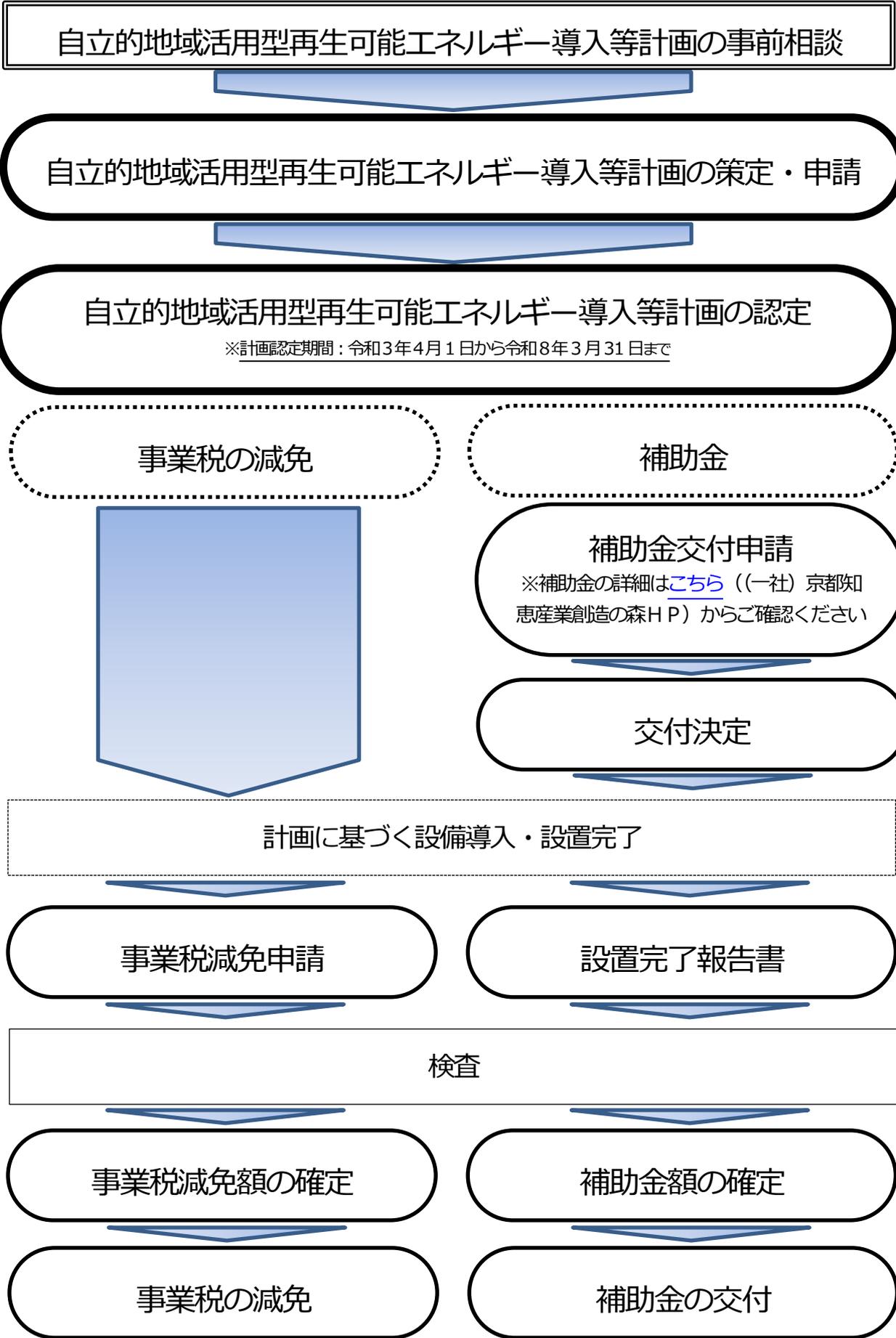
1 京都府における再生可能エネルギーの導入促進に向けた取組

京都府ではエネルギーの安定供給の確保と地球温暖化対策の着実な推進に向けて、地域分散型のエネルギー源として再生可能エネルギーの導入促進を図るため、平成 27 年 7 月に「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」（以下、「再エネ条例」という。）を制定、令和 3 年 4 月より改正施行しております。

再エネ条例では、今後の再生可能エネルギーの普及のあり方として、再生可能エネルギーを創り出すだけでなく、それらを「貯めて」「賢く使う」（効率的に利用する）ことで全量自己消費が可能な「自立型再生可能エネルギー」の導入促進を目指しています。

2 再生可能エネルギー導入等計画の認定の概要

再エネ条例に基づき、自立型再生可能エネルギーや地域協働による再生可能エネルギーの導入促進を図るため、以下の認定区分に該当する「自立的地域活用型再エネ導入等計画」の認定を行います。



3 申請の要件

認定申請に際しては、以下の要件を満たす必要があります。

	認定区分Ⅰ（条例第19条第1項第1号）	認定区分Ⅱ（条例第19条第1項第2号）
対象者	○京都府府税条例第42条第1号イに規定する法人等及び同条第3項に規定するその事業を行う個人（中小企業者（資本金又は出資金の額が1億円以下）、中小企業等協同組合、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人等） ○認定申請時に未着手（発注、契約等の行為を行っていない）の事業	○特定非営利活動法人 ○一般社団法人 ○一般財団法人 ○その他知事が定める団体
対象事業	○対象者が府内の事業所において再生可能エネルギー設備（想定発電量が使用電力量を上回らないものに限る）及び効率的利用設備を新設又は増設し、対象者の事務所等で使用する電力を自ら供給（自己消費を目的として発電し、その電力を利用）する事業 ○認定申請時に未着手（発注、契約等の行為を行っていない）の事業	○対象者が、府内の地域住民と協働し、再生可能エネルギー設備を新設又は増設し、得られたエネルギーを当該地域で利用する事業 ○認定申請時に未着手（発注、契約等の行為を行っていない）の事業
対象設備	○再生可能エネルギー設備 ・太陽光発電設備 ・風力発電設備 ・バイオマス発電設備 ・水力発電設備 ・地熱発電設備 ○効率的利用設備 ・蓄電池 ・エネルギー・マネジメント・システム（EMS） ○災害その他の非常の場合に、導入する再生設備等が、当該再生設備により発電された電気をその設置場所において一般の利用に供することができる構造であること。	○再生可能エネルギー設備 ・風力発電設備 ・バイオマス利用設備 ・水力発電設備 ・地熱利用設備 ・太陽熱利用設備 〔※太陽光発電設備は対象となりません。〕
その他の要件	○当該自立型再生可能エネルギー導入等計画に要する資金の額及びその調達方法が適切なものであること。 ○申請者等が暴力団員等に該当しないこと。 ○府や市町村が実施する普及啓発事業に協力すること。（災害時等に地域へ電力供給可能な施設として、府や市町村のホームページで情報公開する等）	○再生可能エネルギー設備により得られたエネルギーを地域で利用し、その地域を活性化すること。
	○再生可能エネルギー設備により得られたエネルギーを自らの事務所等で使用すること。 ○自らの事務所等で使用する電力量に対して適切な規模の再生可能エネルギー設備を導入すること。	

※ 認定区分Ⅰにおいて再生可能エネルギー設備又は効率的利用設備のいずれかのみを新設又は増設する場合は対象となりません。

※ 認定区分Ⅰにおいて自己消費を目的とするため、固定価格買取制度等による全量売電及び売電を目的とする設備設置は対象となりません。

※ 次のような設備については、対象設備となりませんので、注意してください。

- ▶ 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再生推進交付金）を使用した補助金又は京都府からの助成（補助金等）を受けた設備（間接補助金等も含む。）
- ▶ 住宅の用に供する設備
- ▶ 取得時に既に事業又は住宅の用に供されていた設備（中古品等）

▶ 研究開発や実証実験の目的で導入する設備

※ 事業所と住居が同一の建物に再エネ設備を設置する際、事業所と住居で使用する電力が明確に区分できない場合には認定の対象となりません。

※再エネ条例第7条又は第7条の2に基づく再生可能エネルギー設備の導入義務（詳細は下表参照）を履行するための設備設置は対象となりません。

<条例に規定する建築主の再エネ設備導入義務>

特定建築物 (延床面積 2,000 m ² 以上の新築・増築 ※1※4)	準特定建築物 (延床面積 300 m ² 以上 2,000 m ² 未満の 新築・増築 ※1※4)
【義務量】 6万～45万 MJ/年 ※2 (延床面積×30MJ)	【義務量】 3万 MJ/年 ※3

※1 増築の場合は、増築に係る部分の面積

※2 R4.3.31 までに建築基準法第6条第1項の規定による確認申請が提出された建築物は「3万 MJ/年」の義務量が適用されます。

※3 R4.3.31 までに建築基準法第6条第1項の規定による確認申請が提出された建築物は適用外です。

※4 建築面積が 150 m²未満の場合は適用外です。

○認定区分 I における対象設備要件の詳細

以下の要件を満足することを示す書類を添付書類として提出してください。

(1) 再エネ設備（太陽光発電設備に限る。）

- ① 発電設備の内容が具体的に特定されていること（製品の製造事業者及び型式番号等の記載が必要）。
- ② 以下のいずれかの基準に該当すること。
 - ア 再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度（FIT 制度）における設備認定基準に準拠する設備（JP-AC 太陽光パネル型登録リスト）
 - イ JIS 基準（JISC8990、JISC8991、JISC8992-1、JISC8992-2）又は JIS 基準に準じた認証（JET（一般財団法人電気安全環境研究所）による認証等を受けたもの）。
- ③ 導入設備が初期に期待される性能を維持できるような保証又はメンテナンス体制が確保されていること。

本要件は FIT 認定要件に準じており、FIT における太陽光パネル型式登録リストに記載の型番は要件を満たします (<https://www.fit-portal.go.jp/>)。

(2) 蓄電池

- ① 性能及び表示基準
 - ア 蓄電容量、定格容量、繰り返し充放電耐久性（サイクル耐久性）に関して、一定の基準※を満たすこと。
 - イ 再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるモードを有していること。（非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは対象外）
 - ウ 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示※がなされていること。
- ② 安全基準
 - ア 蓄電池部が、JIS C8715-2 又はこれと同等の規格を満足すること。
 - イ 蓄電システムが、JIS C4412-1 若しくは JIC C4412-2 又はこれらと同等の規格を満足すること。
 - ウ 単セル又は蓄電システムのいずれかが震災対策基準※に準拠すること。
- ③ 保証年数
メーカー保証年数が 1 年以上であり、サイクル試験※による性能基準が 3650 回以上であること。
※③保証年数を除き、それぞれの詳細基準は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）の登録基準に準ずる。

本要件は一般社団法人環境共創イニシアチブの登録基準に準じており、登録リストに記載の型番は要件を満たします (<https://zehweb.jp/registration/battery/>)。

OEM 製品にあつては、元製品との対応が分かる書類を提出してください。

(3) エネルギーマネジメントシステム

- ① 当該事業所等における受電電力量の計測が可能であること。
- ② 当該事業所等における 30 分間以内の時間間隔ごとの受電電力量を閲覧できること。
- ③ 受電電力量を、1 日以内の単位で 13 ヶ月以上及び 30 分以内の単位で 1 ヶ月以上保存する機能を有すること。
- ④ 一つ以上の機器に対して、外部から省エネに資する自動制御を行う機能（省エネモードを含む）を有していること。
※エネルギー使用量を削減するための制御を自動的に実行できること。（使用者の確認を介した半自動制御を含む）
※蓄電システム等に内蔵された機能は含まない。
- ⑤ 電力会社等からの要請を受け取り、要請地域の導入拠点に対し必要な事前告知と制御を行う機能を有すること。
※⑤は、R5. 4. 1 以降に計画認定を受けられる申請者が対象となります。

(4) その他（災害時の地或活用要件）

自立運転機能（停電時に外部からの電力供給を要さずに発電を再開できる機能をいう。）を有し、1.5 キロワット以上の自立運転出力を確保すること。

災害時の活用が可能な給電用コンセントを有すること。

※記載のない設備（風力発電設備等）の要件については、直接ご相談ください。

4 申請手続き

別添様式に、必要事項を記入し、7ページに記載の必要な添付書類を添えて、京都府脱炭素社会推進課まで提出をお願いします。なお、提出に際しては、必ず窓口で事前にご相談をいただいたうえで、申請するようにしてください。

事前相談にあたっては7ページに記載の申請に必要な添付書類2, 8, 10(8ページに記載のチェックリスト2及び8~12を満足するもの)が必要になります。

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁 2号館2階

電話 075(414)4298 FAX 075(414)4705

Email datsutanso@pref.kyoto.lg.jp

○変更認定申請

認定を受けた自立型再生可能エネルギー導入等計画を変更しようとするときは、その旨の申請をして認定を受けてください。

認定を受けた計画どおり実行できない事由が発生した場合、変更認定を受ける必要があります。

5 知事の認定を受けた自立型再生可能エネルギー導入等計画を実施する者に対する府税の優遇措置

京都府では、知事の認定を受けた自立型再生可能エネルギー導入等計画を実施する者に対し、府税の優遇措置（事業税（法人・個人）の減免）を行っています。

自立的地域活用型再エネ導入等計画認定申請書類

申請書類		記入例
1 ^{※1※5}	自立的地域活用型再エネ導入等計画認定申請書	
2 ^{※1※5}	自立的地域活用型再エネ導入等計画書（別紙）	P 1 0
3	定款その他の基本約款を記載した書類	
4 ^{※1※5}	①貸借対照表 ②損益計算書 ③事業報告書 ^{※5} （いずれも、申請の日に属する事業年度の直前の事業年度における申請者が営む事業全体のもの）	
5 ^{※1※5}	①事業計画書 ^{※5} ②収支予算書 （いずれも申請の日の属する事業年度における申請者が営む事業全体のもの）	
6 ^{※2}	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	
7 ^{※1※2※3※4}	申請に係る再エネ設備等を設置する不動産（土地・建物）の登記事項証明書（申請日から3カ月以内のもの）	
8	府内において事務所又は事業所を設置し、当該事務所又は当該事業所において継続して事業を実施していることが分かる資料	
9 ^{※1※5}	申請者が暴力団員等に該当しない旨の誓約書	P 1 2
10 ^{※1※5}	その他知事が必要と認める書類： ▶事業収支予算書（参考様式） ^{※5} ▶取得予定価額の根拠となる書類（見積書等） ▶導入する設備の内容が分かる書類 ^{※6} （設置場所が確認できる図面、仕様書又はカタログ等（4ページ記載の要件を満たすことが分かる書類）） ▶想定発電量算出シート ▶使用電力量が分かる書類 ^{※6} （使用電力量が記載された請求書の写し等）	
11 ^{※5}	（申請者と申請に係る再エネ設備等を設置する不動産の所有者が異なる場合のみ） 所有者の承諾書	

- ※1 申請者が個人事業者の場合においては、※1が付いている書類のみ提出してください。
- ※2 登記事項証明書は原本または原本と相違ないことが確認された書類である必要があります。
- ※3 新築建築物への導入計画においては、建物の登記事項証明書を計画完了後に速やかに提出してください。
- ※4 土地又は建物の所有権者が異なる場合においては所有者の押印のある同意書が必要になります。
- ※5 様式等を府ホームページに掲載しています。[こちら](#)から確認可能です。）
- ※6 太陽光発電設備を導入する場合にはパワーコンディショナの内容が分かる書類も必要となります。
- ※7 新築建築物等の年間使用電力量の実績のない施設への導入計画にあつては、想定される使用電力の試算が分かる書類を提出してください。
- ※8 その他審査に当たって必要な書類の提出を求める場合があります。

自立的地域活用型再エネ導入等計画申請 提出書類チェックシート

必要な書類が不足している場合には、計画認定申請を受け付けることができませんので、必要書類が整っているかをチェックの上、本チェックシート、計画認定申請書及び添付書類をご提出ください。

以下の確認事項はよくある申請時のミスを列挙しています。

確認事項		チェック欄
1	手引き 6 ページに記載の添付書類が揃っているか。	<input type="checkbox"/>
2	自立的地域活用型再エネ導入等計画書 (添付書類 2) について記載漏れがないか。	<input type="checkbox"/>
3	貸借対照表、損益計算書及び事業報告書 (添付書類 3) が申請日の直前の年度の 情報となっているか。	<input type="checkbox"/>
4	事業計画書及び収支予算書 (添付書類 4) が申請日の属する年度になっているか。	<input type="checkbox"/>
5	登記事項証明書 (添付書類 5, 6) について申請日の 3 ヶ月以内に発行されてい るか。	<input type="checkbox"/>
6	土地と建物の登記事項証明書が 2 つとも揃っているか。	<input type="checkbox"/>
7	土地と建物の登記事項証明書について、申請者の所有権が確認できるか。 土地と建物の所有者が申請者と異なる場合について、所有者からの承諾書が揃っているか。	<input type="checkbox"/>
8	添付書類 2 の申請者の事業に係る収支予算書とは別に計画認定に係る事業収支 予算書は揃っているか。	<input type="checkbox"/>
9	導入する設備の内容が分かる書類について手引き 4 ページに記載の対象設備要 件を満たすことが分かる書類となっているか。	<input type="checkbox"/>
10	図面及び仕様書又はカタログについて、パワーコンディショナ (太陽光発電の場 合)、効率的利用設備 (蓄電池・EMS) に関する書類も揃っているか。	<input type="checkbox"/>
11	想定発電量算出シートが揃っているか。	<input type="checkbox"/>
12	使用電力量が分かる書類について、必要期間 (原則直近 2 年分) 分揃っているか。	<input type="checkbox"/>

記入例

第14号様式（第12条関係）

申請日を記載してください。

年 月 日

京都府知事 様

住所及び氏名については、法人の登記事項証明書のとおり記載してください。

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

京都市上京区下立売通新町西入

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

株式会社〇△□

代表取締役 ○○ ○○

自立的地域活用型再エネ導入等計画認定申請書

京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例第19条第1項により、自立型再生可能エネルギー導入等計画の認定を受けたいので申請します。

注 1 次に掲げる書類(申請者が個人の場合にあつては、(1)、(3)、(4)及び(6)から(9)までの書類)を添付してください。

- (1) 自立的地域活用型再エネ導入等計画書 (別紙)
- (2) 定款その他の基本約款を記載した書類
- (3) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
- (4) 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (5) 登記事項証明書
- (6) 申請に係る再エネ設備等を設置する不動産の登記事項証明書
- (7) 府内において事務所又は事業所を設置し、当該事務所又は当該事業所において継続して事業を実施していることが分かる資料
- (8) 申請者が暴力団員等に該当しない旨の誓約書
- (9) その他知事が必要と認める資料

2 新築建築物への導入計画にあつては、1の(6)のうち、建物の登記事項証明書を計画完了後速やかに提出してください。

記入例

別紙

自立的地域活用型再生可能エネルギー導入等計画書

計画期間	令和4年10月1日から 令和4年10月20日まで	申請者名	〇〇株式会社△△支店	ページ	1
				総枚数	1

<事業所等の明細>

事業所等の名称	〇〇株式会社△△支店		
所在地	京都市上京区下立先通新町西入藪之内町		
業種	印刷業	<input checked="" type="checkbox"/> 一棟事業用 <input type="checkbox"/> 住宅兼用	
事業所等の様態	<input checked="" type="checkbox"/> 1棟自己所有 <input type="checkbox"/> 区分所有 <input type="checkbox"/> 共有 <input type="checkbox"/> 賃借		

当該事業所等における対象設備の取得予定価額の総合計	11,000,000	円
設備取得に係る補助金の予定額の合計	3,666,000	円

補助金交付要綱に基づき算定した額を記載してください(税抜き)

<再エネ設備の明細>

設備No	設備の種類等		数量	取得予定価額	設備の用途	住宅兼用設備の場合の取得予定価額	取得予定年月日	供用開始予定年月日	想定発電量	保守点検計画	備考
1	設備の種類	太陽光発電	1	8,000,000 円	<input checked="" type="checkbox"/> 事業用	円	令和4年10月20日	令和4年10月20日	40,000 キロワット時	〇社に遠隔システムによる常時監視を業務委託するとともに、週1回以上、自社員による目視点検を実施する。また、定期点検は△社に業務委託し、発電開始後1年目、それ以降は4年に1度、太陽光発電システム保守点検ガイドライン(JPEA)に則った検査を実施する。	パワーコンディショナ:XX
	製造会社名	□□□									
	型番	ABC220、ABC180...									
2	設備の種類			円	<input type="checkbox"/> 事業用	円			キロワット時	保守点検計画の記載が必須となります。	太陽光発電設備を導入する場合には、パワーコンディショナの型番を記載してください
	製造会社名										
	型番										

<効率的利用設備の明細>

設備No	設備の種類等		数量	取得予定価額	設備の用途	住宅兼用設備の場合の取得予定価額	取得予定年月日	供用開始予定年月日	備考
3	設備の種類	蓄電池	1	3,000,000 円	<input checked="" type="checkbox"/> 事業用	円	令和4年10月20日	令和4年10月20日	パッケージ型番: A0001
	製造会社名	□□□							
	型番	A-1							
4	設備の種類			円	<input type="checkbox"/> 事業用	円			
	製造会社名								
	型番								
事業所等における対象設備の取得予定価額の合計額				事業用の設備 11,000,000	+	住宅兼用の設備 円	=	11,000,000 円	

過去2年間の使用電力量	事業用の設備費
前年度 (R3年度)	11,000,000 円
45000 キロワット時	住宅兼用の設備費
前々年度 (R2年度)	円
45500 キロワット時	合計額
	11000000 円

非常時の地域電力供給方法

1階部分の道路等に面した外壁に給電用コンセントを設置し、停電時には、自社員にてパワーコンディショナを自立運転機能に切り替え、地域住民にコンセント(4口以上)を開放する。

非常時の地域電力共有方法の記載が必須となります。

記入例

第15号様式（第15条関係）

申請日を記載してください。

年 月 日

京都府知事 様

住所及び氏名については、法人の登記事項証明書のとおり記載してください。

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

京都市上京区下立売通新町西入

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

自立的地域活用型再エネ導入等計画に係る変更認定申請書

京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例第20条第1項の規定により、次のとおり申請します。

変更の内容	変更する事項	代表者の変更
	変 更 前	代表取締役 〇〇 〇〇
	変 更 後	代表取締役 △△ △△
変更の理由	代表取締役 〇〇 〇〇が退任したため。	

記入例

暴力団員等に該当しない旨の誓約書

申請者（届出者）が、京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。

申請日を記載してください。

年 月 日

住所及び氏名については、法人の登記事項証明書のとおり記載してください。

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
京都市上京区下立売通新町西入
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

京都府知事

様